

平成29年度

第3回 定期監査の結果に関する報告

(監査期間：平成29年12月1日から平成30年3月22日まで)

（
総 務 部
産 業 観 光 部
都 市 整 備 部
選挙管理委員会事務局
）

平成30年3月30日提出

郡山市監査委員

29郡監査第1103号
平成30年3月30日

郡山市議会議長
郡山市長
郡山市選挙管理委員会

郡山市監査委員	伊藤達郎
同	橋本勉
同	諸越裕
同	但野光夫

平成29年度第3回定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出する。

平成29年度 第3回 定期監査の結果に関する報告

目 次

第1 準 拠 基 準	1
第2 監 査 の 概 要	1
1 監 査 の 種 類	1
2 監 査 の 対 象	1
3 監 査 の 着 眼 点	1
4 監 査 の 主 な 実 施 内 容	2
5 監 査 の 実 施 場 所 及 び 日 程	2
第3 監 査 の 結 果	2
改善を要する事項（指摘事項）	3
1 収入事務について	3
2 支出事務について	3
3 契約事務について	4
4 財産管理事務について	5
第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見	6

平成 29 年度 第 3 回 定期監査の結果に関する報告

第 1 準 拠 基 準

郡山市監査基準

第 2 監 査 の 概 要

1 監 査 の 種 類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定期監査

2 監 査 の 対 象

(1) 対 象 範 囲

平成29年度における財務に関する事務で、平成29年11月30日までに執行したもの。

なお、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間についても対象とした。

(2) 対 象 部 局

ア 総 務 部

総務法務課 秘書課 人事課 職員厚生課
防災危機管理課 行政マネジメント課

イ 産 業 観 光 部

産業政策課 観 光 課 産 業 創 出 課

ウ 都 市 整 備 部

都市計画課 区画整理課 公園緑地課 開発建築指導課

エ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局

3 監 査 の 着 眼 点

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、組織内のチェック体制が有効に機能しているかを主眼とした。

また、特に現金及び物品の管理について着目した。

4 監査の主な実施内容

事務の執行状況等に係る提出資料の試査

- (1) 帳簿、書類等の突合
- (2) 関係職員等への質問及び実査

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

- | | | | | | |
|---|----|-------|-----|---------|------------|
| ア | 監査 | 監査委員室 | | | |
| イ | 実査 | 総務法務課 | 観光課 | 開発建築指導課 | 選挙管理委員会事務局 |

(2) 監査の期間

- | | | |
|---|----|--------------------------------------|
| ア | 監査 | 平成 29 年 12 月 1 日から平成 30 年 3 月 22 日まで |
| イ | 実査 | 平成 30 年 1 月 26 日 |

(3) 講評に対する弁明又は見解の聴取

平成 30 年 3 月 22 日

第3 監査の結果

次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があったので、内容を十分把握してそれぞれ必要な措置を講じられたい。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なもの等については、口頭で措置を促した。

改善を要する事項（指摘事項）

1 収入事務について

(1) 調定事務

ア 行政財産使用料の算出に誤りがあった。

行政財産使用料の額は、郡山市行政財産使用料条例第2条及び別表備考3の規定に基づき、面積の端数を切り上げて算出するものであるが、面積の端数を切り上げずに算出した額を使用料として調定しているものがあった。

公園緑地課

イ 占用に係る使用料の算出に誤りがあった。

都市公園の占用に係る使用料の額は、郡山市都市公園条例第10条第1項及び別表第3の規定に基づき算出し、使用期間に1月未満の端数を生じたときは、同条第4項の規定に基づき、日割計算により算出するものであるが、誤った使用期間で算出した額を使用料として調定しているものがあった。

(ア) 日割計算により算出していないもの

公園緑地課

(イ) 日割計算により算出せず、さらに、使用期間が1月に満たない場合で100分の108を乗じていないもの

公園緑地課

2 支出事務について

(1) 賃金支出事務

臨時職員の賃金支出に誤りがあった。

支出権者は、郡山市財務規則第55条の規定に基づき、支出の根拠等を確認し支出の決定をしなければならないが、賃金を誤支給しているものがあった。

ア 年次有給休暇を取得した日を出勤とし、通勤手当を過支給しているもの

職員厚生課

イ 特別休暇取得時間の確認を誤り、過剰に減額し支給不足となったもの

職員厚生課

(2) 旅費支出事務

職員の旅費支出に誤りがあった。

職員の出張については、片道50キロメートル以上の座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする際は、郡山市職員等の旅費に関する条例第13条第3号の規定に基づき、鉄道賃として旅客運賃、急行料金及び座席指定料金を支給するものであるが、閑散期を通常期とし、急行料金及び座席指定料金を過支給しているものがあった。

公園緑地課

3 契約事務について

(1) 入札事務

ア 入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

普通地方公共団体は、地方自治法施行令第167条の7第1項の規定に基づき、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして当該普通地方公共団体の規則で定める率又は額の入札保証金を納めさせなければならないが、入札保証金の全部又は一部を免除する場合には、郡山市契約規則第25条第2項で準用する同規則第8条第2項の規定に基づき、その事由を明らかにした書類を作成しなければならないが、入札保証金免除の事由を明らかにした書類を作成していないものがあった。

産業政策課

イ 契約権者が入札参加者の資格確認をしていないものがあった。

契約権者は、郡山市契約規則第23条第1項の規定に基づき、一般競争入札を行おうとするときは、入札に参加する者の資格の有無を確認しなければならないが、契約権者以外の決裁で事務処理をしているものがあった。

産業政策課 産業創出課

(2) 支出負担行為事務

支出負担行為の確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

1件の金額が200万円以上の委託契約を締結する場合は、郡山市財務規則第54条第1項の規定に基づき、契約を締結する際に支出負担行為として出納機関の確認を受けなければならないが、確認を受けずに契約を締結しているものがあった。

産業政策課

(3) 契約締結事務

契約書記載事項の遅延利息について適切でないものがあった。

契約の相手方の責めに帰すべき履行遅延による遅延利息については、郡山市契約規則第12条の規定に基づき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率としなければならないが、規定と異なる処理をしているものがあった。

ア 誤った遅延利息の率で契約を締結したもの

産業創出課 都市計画課

イ 遅延利息の額を双方協議の上決定するとし、遅延利息の率を定めずに契約を締結したもの

選挙管理委員会事務局

4 財産管理事務について

(1) 公有財産管理事務

ア 行政財産目的外使用許可を財務会計システムに登録していないものがあつた。

公有財産管理権者は、行政財産の目的外使用許可をしたときは、郡山市財産規則第 27 条の規定に基づき、許可の内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。

観光課 区画整理課 公園緑地課

イ 普通財産の貸付けを財務会計システムに登録していないものがあつた。

公有財産管理権者は、普通財産の貸付けをしたときは、郡山市財産規則第 28 条の 2 の規定において準用する同規則第 27 条の規定に基づき、貸付けの内容を財務会計システムに登録しなければならないが、これを行っていないものがあつた。

産業創出課

第4 監査の結果に関する報告に添えて提出する意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を次のとおり提出する。

1 行政財産目的外使用許可等に係る財務会計システム登録について

公有財産の取得管理及び処分については、郡山市財産規則第2章に規定され、平成19年4月1日より、公有財産は財務会計システムに登録して管理することとなっている。

定期監査では、財産管理事務として、行政財産目的外使用許可等に係る事務を監査しているが、平成19年4月1日の施行後に執行された事務を対象とした、平成19年度第2回定期監査以降、行政財産目的外使用許可及び普通財産の貸付けに係る財務会計システムの登録がなされていないという指摘が続き、状況が改善しないことから、平成25年度第2回定期監査の報告に添えて、改善策を講じるよう意見を述べてきたところである。

しかしながら、システム管理へ移行してからすでに10年が経過しているが、依然として同様の指摘が後を絶たない状況である。

登録漏れの原因については、規則の規定を認識していなかったこと、事務引継ぎが不十分であったこと、所属内でのチェック機能が働かなかったことなどが挙げられた。

これらのことから、全庁的に、財務会計システムに登録されている公有財産情報の状況把握、郡山市財産規則で規定する「公有財産の管理」について再確認し、実行性のある改善及び再発防止策を講じられたい。